

保育所等整備の個別審査基準（増改築等）

No.	保育所		幼保連携型認定こども園		幼保連携型認定こども園以外の認定こども園		個別審査基準(増改築等)	最高 得点	備考	配点内訳（増改築等）	点数 配分	備考										
	審査事項	共通審査基準	審査事項	共通審査基準	審査事項	共通審査基準																
1	1 各種保健福祉計画等との整合性 (配点45点)	各種保健福祉計画等に適合すること。	1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	① 建築後相当年数を経過している。(相対評価)	20		① 国が定める財産処分制限期間を超過した期間が最も長い。	20	該当するものいずれか										
										② 国が定める財産処分制限期間を超過した期間が2番目に長い。	15											
										③ 国が定める財産処分制限期間を超過した期間が3番目に長い。	10											
										④ 国が定める財産処分制限期間を超過した期間が4番目に長い。	5											
										2	設置地域における当該施設の必要性 (配点5点)	設置地域における既存施設の分布状況及び利用状況並びに入所希望者の数から、当該施設の設置の必要性が認められること。	1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	② 既存施設の老朽度調査結果から、老朽度が高い施設となっている。	15		⑤ 既存施設の老朽度調査結果が、木造における老朽度が3,200点以下、あるいは非木造における現存率が50%以下である。	15	該当するものいずれか
																				⑥ 既存施設の老朽度調査結果が、木造における老朽度が3,200点以上3,850点未満、あるいは非木造における現存率が51%以上60%以下である。	10	
																				⑦ 既存施設の老朽度調査結果が、木造における老朽度が3,850点以上4,500点未満、あるいは非木造における現存率が61%以上70%以下である。	5	
3	用地の確保状況 (配点10点)	施設用地を自己所有等の方法により確保できること。 また、本市の施策上の必要から市有地の貸与を行う場合には市有地貸与の基本方針(平成17年6月22日小澤副市長決裁)の貸与基準に合致すること。	3 設備	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。	3 設備	「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第2章に定める設備に関する基準に適合すること。	③ 定員が適正な規模であり、特別保育事業(延長保育及び一時預かり事業)を実施する計画となっている。	5		⑧ 既存施設の老朽度調査結果が、木造における老朽度が4,500点以上5,150点未満、あるいは非木造における現存率が71%以上80%以下である。	1	該当するものいずれか										
										⑨ 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)において、定員設定が供給不足解消に寄与する計画となっている。(増改築の場合)	3											
										⑩ 事業計画上、供給量が充足しているが、入所児童の安全確保、保育環境の改善及び供給量の維持のため、定員増を行わない整備が必要である。(改築及び大規模修繕等の場合)	3											
4	計画施設の基本プラン (配点10点)	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱(設備及び運営に関する基準)等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に保健福祉局保健福祉部長等の意見を聞くこと。	3 設備	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。	2 事業者の適格性	設置者が次の要件(設置者が学校法人又は社会福祉法人である場合は(4)の要件のみ)に適合すること。 (1)「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」に適合する設備又はこれに要する資金及び認定こども園の施設の経営に必要な財産を有すること。	④ 札幌市の計画に沿って、環境に配慮した施設整備計画となっている。	5		⑪ 延長保育及び一時預かりの両方も実施する計画となっており、延長保育の時間が2時間である。	2	該当するものいずれか										
										⑫ 延長保育及び一時預かりの両方も実施する計画となっており、延長保育の時間が1時間である。	1											
										⑬ 「環境配慮型認可保育所(エコ保育園)」整備に関するガイドラインの別表に規定する「設備・技術」を2項目取り入れる計画となっている。	5											
5	設置地域における当該施設の必要性 (配点5点)	設置地域における既存施設の分布状況及び利用状況並びに入所希望者の数から、当該施設の設置の必要性が認められること。	1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	④ 将来も相当な保育需要があることが見込まれる。	5		⑭ 「環境配慮型認可保育所(エコ保育園)」整備に関するガイドラインの別表に規定する「設備・技術」を1項目取り入れる計画となっている。	2	該当するものいずれか										
										① 改築する施設の超過入所者数と待機児童数の合計数が15人以上である。(超過入所者数及び待機児童数については、把握できる直近月の数とする)	5											
										② 改築する施設の超過入所者数と待機児童数の合計数が6人以上15人未満である。(超過入所者数及び待機児童数については、把握できる直近月の数とする)	4											
6	用地の確保状況 (配点10点)	施設用地を自己所有等の方法により確保できること。 また、本市の施策上の必要から市有地の貸与を行う場合には市有地貸与の基本方針(平成17年6月22日小澤副市長決裁)の貸与基準に合致すること。	3 設備	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。	3 設備	「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第2章に定める設備に関する基準に適合すること。	① 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積を地上に確保している割合。	5		③ 改築する施設の超過入所者数と待機児童数の合計数が1人以上6人未満である。(超過入所者数及び待機児童数については、把握できる直近月の数とする)	3	該当するものいずれか										
										② 施設設置に係る全ての土地(増改築等に伴い、仮設園舎が必要な場合はその土地を含む。)について、自己所有している(自己所有できることが確実であると保育所等整備所管部長が認める場合を含む。)、又は国若しくは地方公共団体から貸与を受けている(貸与を受けられることが確実であると保育所等整備所管部長が認める場合を含む。))	5											
										⑤ 施設設置に係る土地(増改築等に伴い、仮設園舎が必要な場合はその土地を含む。)について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる(貸与を受け、及び地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記できることが確実であると保育所等整備所管部長が認める場合を含む。))	3											
7	計画施設の基本プラン (配点10点)	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱(設備及び運営に関する基準)等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に保健福祉局保健福祉部長等の意見を聞くこと。	3 設備	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。	2 事業者の適格性	設置者が次の要件(設置者が学校法人又は社会福祉法人である場合は(4)の要件のみ)に適合すること。 (1)「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」に適合する設備又はこれに要する資金及び認定こども園の施設の経営に必要な財産を有すること。	① 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積	5		① 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室(以下「保育室等」という)が、最低基準面積の120%以上の広さがある。	5	該当するものいずれか										
										② 年齢ごとの保育室等が、最低基準面積の110%以上の広さがある。	3											
										③ 年齢ごとの保育室等が最低基準面積の105%以上の広さがある。	1											
8	計画施設の基本プラン (配点10点)	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱(設備及び運営に関する基準)等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に保健福祉局保健福祉部長等の意見を聞くこと。	3 設備	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。	3 事業者の適格性	設置者が次の要件(設置者が学校法人又は社会福祉法人である場合は(4)の要件のみ)に適合すること。 (1)「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」に適合する設備又はこれに要する資金及び認定こども園の施設の経営に必要な財産を有すること。	② 児童の安全確保等に配慮した設計となっている。	2		④ 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室をすべて1階に設けている。	2	該当するものいずれか										
										⑤ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室のいずれかを2階以上に設けている。	1											
										⑥ 駐車スペースとして、「計画定員÷20」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上げ)のスペースを確保する計画となっている。	3											
9	計画施設の基本プラン (配点10点)	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱(設備及び運営に関する基準)等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に保健福祉局保健福祉部長等の意見を聞くこと。	3 設備	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。	3 事業者の適格性	設置者が次の要件(設置者が学校法人又は社会福祉法人である場合は(4)の要件のみ)に適合すること。 (1)「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」に適合する設備又はこれに要する資金及び認定こども園の施設の経営に必要な財産を有すること。	③ 自動車による送迎の利便性に配慮した計画となっている。	3		⑦ 駐車スペースとして、「計画定員÷30」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上げ)のスペースを確保する計画となっている。	2	該当するものいずれか										
										⑧ 駐車スペースを確保する計画となっている。	1											
											10											

保育所等整備の個別審査基準（増改築等）

No.	保育所		幼保連携型認定こども園		幼保連携型認定こども園以外の認定こども園		個別審査基準(増改築等)	最高 得点	備考	配点内訳（増改築等）	点数 配分	備考
	審査事項	共通審査基準	審査事項	共通審査基準	審査事項	共通審査基準						
5	5 資金計画 (配点10点)	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。 ※ 独立行政法人福祉医療機構以外からの融資は、原則として認めない。	5 資金計画	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。	5 資金計画	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。	① 当初資金が確保されている。 (自己資金が確保されている。個人又は団体からの寄附が確実で、その寄附全部について連帯保証人が確保されている。)	5		① 当初資金の全部について、自己資金が確保されている。	5	該当するものいずれか
							② 借入を行わない、又は借入を行う場合は、借入金償還財源が確保されている。 (寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている、又は保育所・認定こども園を運営する社会福祉法人等で、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内であり、繰入が確実である。)			② 当初資金の全部又は一部について、個人又は団体からの寄附が確実で、当該寄附の全部について連帯保証人が確保されている。		
										③ 借入を行わない。	5	該当するものいずれか
										借入金額が設置者負担総額の20%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ④ ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所又は認定こども園を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。		
										借入金額が設置者負担総額の20%以上40%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ⑤ ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所又は認定こども園を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。	4	該当するものいずれか
										借入金額が設置者負担総額の40%以上60%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ⑥ ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所又は認定こども園を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。		
										借入金額が設置者負担総額の60%以上80%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ⑦ ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所又は認定こども園を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。	3	該当するものいずれか
										借入金額が設置者負担総額の80%以上となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ⑧ ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所又は認定こども園を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。		
											10	
6	6 設置主体の 事業実績 (配点10点)	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に監査指導室長等の意見を聞くこと。 ※ 設立代表者が既存社会福祉法人の代表者の場合、原則として新設法人を設立できない。	6 設置主体の 事業実績	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。	6 設置主体の 事業実績	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。	① 札幌市からの文書指導事項もしくは札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない、又はこれらの指導事項はあるが現在は改善されているか、改善計画の策定等、改善の目的が立っている（過去3年間）。	10		① 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない（過去3年間）。	10	該当するものいずれか
										② 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、現在は改善されている（過去3年間）。		
										③ 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、改善計画の策定等、改善の目的が立っている（過去3年間）。	3	該当するものいずれか
7	7 設置主体の 役員構成 (配点5点)	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」第4に定める法人の組織運営に係る要件を満たしているか、満たすことが確実であること。	-	-	-	-	① 社会福祉法人の場合、共通審査基準に同じ。	5	該当するものいずれか	① 役員(予定者)等に、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、事業の区域における福祉に関する実情に通じている者及び施設の管理者が参画している。(社会福祉法人の場合)	5	該当するものいずれか
							② 社会福祉法人以外の者の場合、国の法令・通知等を踏まえた基準を満たしている。			5		
8	8 準備状況 (配点5点)	整備計画(主旨・事業内容・資金計画等)について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	7 準備状況	整備計画(主旨・事業内容・資金計画等)について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	7 準備状況	整備計画(主旨・事業内容・資金計画等)について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	① 共通審査基準に同じ	5		① 理事会等(設立準備委員会)で施設整備に必要な事項(整備施設の規模・構造、用地の確保状況、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等)について十分に計画・審議している。	5	該当するものいずれか
										5		
											100	

【優先順位の決定方法】

各項目の合計点数（100点満点）により審査を行い、合計点数が同点の場合、上記の審査事項1-①の評点の高い方を優先順位上位とする。